

仕 様 書

本仕様書は、和泉市（以下「発注者」という。）が委託する「青少年自主活動支援事業」（以下「委託事業」という。）を受注する者（以下「受注者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 委託事業名

青少年自主活動支援事業

2 業務履行期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

3 委託事業の目的

本事業は、青少年（小学生から概ね30歳まで）を対象として、人権、防災、平和、自然環境保護の教育分野を学習するために、講習講座又は体験による施設見学（以下「各事業」という。）をとおして、青少年の健全育成と人権意識の向上を図ることを目的とする。

4 委託事業の実施原則

（1）受注者は、次に掲げる内容の事業を行うものとする。（概ね8回程度）

- ① 人権を学習する講習講座等
- ② 防災学習及び防災ボランティアを養成する講習講座等
- ③ 平和を学習する講習講座等
- ④ 自然環境保護を学習する講習講座等

（2）各事業の事後評価

受注者は、各事業において青少年のニーズを把握するため、アンケート調査を行い、速やかに発注者に提出するものとする。

（3）各事業の募集定員及び実施時間

- ① 募集定員は、各回20名以上とすること
- ② 講習講座の実施時間は、1回あたり2時間を目安とすること

（4）各事業の実施原則

- ① 受注者は、各事業の実施にあたり、多数の応募者が見込まれる曜日及び時間帯を考慮し、適正かつ効果的に計画するものとする。
- ② 受注者は、各事業を計画段階で適正かつ円滑にすすめるために、消耗品及び物品

の借用並びに各事業を開催する会場の確保など業務全般について、必要な準備を行い、講師、民間事業者、その他関係機関や団体との連絡調整にあたるものとする。また、必要に応じて発注者に助言と協力を求めるため、事前に協議を行うものとする。

- ③ 受注者は、各事業の受付業務にあたっては、原則として応募者の公平性及び公正性を保つものとし、応募者が定員を超えた場合は、厳正な抽選により、応募者の参加の可否を決定するものとする。
- ④ 受注者は、各事業に係る材料代、飲食費その他保険料について、参加者自らが負担すべき性格を有するものがあるときは市の承諾を得て、実費として参加者から集金し事業費に充当することができるものとする。
- ⑤ 講座を開催することが困難と市が判断した場合等、やむを得ず講座が中止になった場合は、中止した回数分を別途発注者、受注者協議のうえ、日程を定め開催するものとする。

(5) 広報及び募集

- ① 受注者は、募集に係る原稿作成の際、必要に応じて発注者と協議を行い、原稿を掲載する締切り期限までに提出するものとする。
- ② 受注者は、各事業において広く市民への周知を図るため、発注者における「広報いずみ」、「和泉市ホームページ」、「いずみメール」及び「青少年センターだより」を十分活用するものとする。
- ③ 受注者は、上項の活用に加え、独自の広報活動などにより、参加者の拡大に努めるものとする。

(6) 個人情報の取扱い

受注者は、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うとともに、個人情報の保護に関する法律に準拠し、個人情報保護に関する取り決めを行うなど、適切な措置を講じるものとする。

5 事業完了及び事業実績の報告

受注者は、各事業の完了後30日以内に、その事業の実施状況を書面により発注者に提出し、また、委託事業全体の事業完了報告書及び決算報告書を、事業終了後30日以内に発注者に提出するものとする。

6 その他

受注者は、委託事業を実施するにあたっては、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、遅滞なく発注者、受注者協議のうえ、受注者は発注者の指示に従い、業務を遂行する。

7 留意事項

- (1) 委託事業の申請に係る費用等は、受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、公正の確保と透明性の向上に資するため、消耗品、備品及び会計に関する記録を整備し、当該委託事業を終了した日から5年間保存するものとする。
- (3) 委託事業の実施においては、法令及び本市の条例等に準拠し、これを遵守するものとする。